

●採用職種、予定人員及び受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
一般事務職A	6名程度	昭和59年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校(同等資格含む)以上の学歴を有する者または令和2年3月までに卒業見込みの者
一般事務職B	若干名	昭和54年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校(同等資格含む)以上の学歴を有する者または令和2年3月までに卒業見込みの者のうち、次の要件を満たす者 ①身体障害者手帳(1～6級)、療育手帳、児童相談所等が発行した知的障害の判定書及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(申請中の者は不可) ②活字印刷による出題に対応できる者(福祉機器の使用により対応ができる者を含む) ③聴覚機能障害者については、補装具等の使用により通常の電話や窓口の応対に対応できる者
土木技師	3名程度	昭和54年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかの要件を満たす者 ①学校教育法に基づく高等学校(同等資格を含む)以上の学校で土木の学科を履修し卒業した者または令和2年3月までに卒業見込みの者 ②土木施工管理技士2級以上の資格を有する者
建築技師	1名程度	昭和54年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかの要件を満たす者 ①一級または二級の建築士の免許を有する者または令和元年度実施の国家試験で取得する見込みの者 ②1級または2級の建築施工管理技士の免許を有する者または令和元年度実施の国家試験で取得する見込みの者
保健師	2名程度	昭和54年4月2日以降に生まれた者で、保健師の免許を有する者または令和元年度実施の国家試験で取得する見込みの者

◎**居住要件** 採用後は、本市に居住できる者

◎**欠格事項** 上記の受験資格にかかわらず、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- 日本国籍を有しない者
- 成年被後見人または被保佐人
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- 枕崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

受験申込先
枕崎市総務課職員係

※一般事務職Bに申込み場合は、身体障害者手帳、療育手帳、児童相談所等が発行した知的障害の判定書または精神障害者保健福祉手帳の写し1通を添付

給与
給与は、枕崎市職員の給与に関する条例に基づき給料及び諸手当が支給されます。また、学歴、職歴等に応じて加算される場合があります。

問合せ 総務課職員係 TEL 72-1111(内線212)

試験の方法及び内容
試験は第1次試験及び第2次試験

土木・建築の技師、保健師、一般事務B(障害者対象)は14歳以上で受験できます。

試験の日程及び会場
試験とし、第2次試験は第1次試験合格者に対して行います。
第1次試験 教養試験、性格特性検査、作文試験、専門試験(土木技師、建築技師及び保健師)

第2次試験 面接試験(集団討論、個別面接)、健康診査(医療機関発行の健康診断書提出)

【第1次試験】
日時 9月22日(日) 午前8時30分から
会場 枕崎市市民会館(枕崎市千代田町1-14番地)

受験申込書
受験申込書に必要事項を記入し、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(長形3号・120mm×235mm)を添えて、申込先に提出してください。なお、受験申込書には必ず写真(1カ月以内撮影したもの)を貼ってください。郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

受験申込先
枕崎市総務課職員係

合格発表
第1次試験 10月中旬までに、受験者全員に合格結果を文書で通知します。
第2次試験 11月末日までに、受験者全員に合格結果を文書で通知します。

採用
最終合格者は、令和2年4月1日付けで採用の予定です。なお、卒業見込みの者については高等学校等を卒業できない場合や免許取得見込みの者については免許を取得できない場合は、原則として採用を取り消します。

市職員採用試験を実施

採用試験

交通弱者に対する

タクシー運賃の助成を開始します。

10月～

交通弱者に対する移動手段の確保策として、タクシー利用に係る運賃の一部助成を10月から開始します。

助成対象者

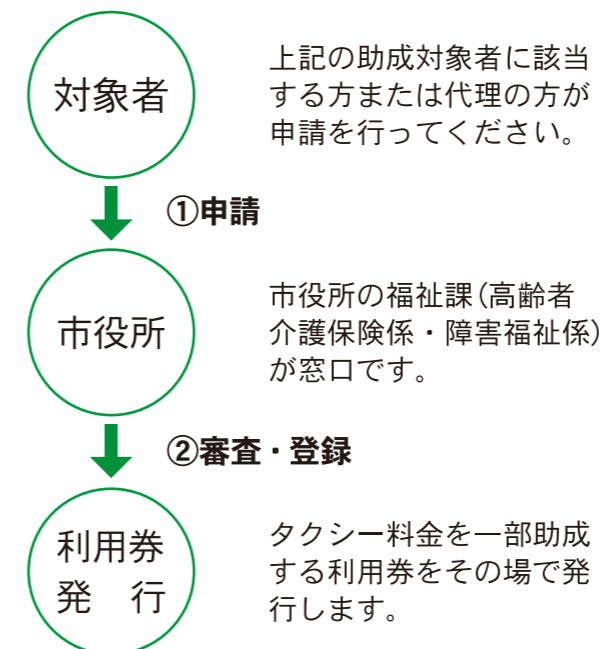
本市に住民登録がある方で、次の条件のいずれかに該当する方が対象となります。

(1)75歳以上で自動車等運転免許証をお持ちでない方(本年10月1日以降に75歳になる方は、誕生日月から申請ができます)

(2)次の①～⑦のいずれかの該当者で自動車等運転免許証をお持ちでない方

- ①身体障害者
- ②知的障害者
- ③精神障害者
- ④要介護認定者
- ⑤介護予防・日常生活支援総合事業対象者
- ⑥難病患者
- ⑦小児慢性特定疾病患者

申請の流れ



上記の助成対象者に該当する方または代理の方が申請を行ってください。

市役所の福祉課(高齢者介護保険係・障害福祉係)が窓口です。

タクシー料金を一部助成する利用券をその場で発行します。

※申請は9月から1階北別館会議室で受付を開始します。

申請時に持参するもの

- 助成対象者の印鑑(認印)
- 代理申請の時は、代理の方の身分証明書と印鑑
- 左の(1)に該当する方は、助成対象者の健康保険証または介護保険証
- 左の(2)の①～⑦に該当する方は、障害者手帳や介護保険証等証明するもの

利用券の発行・使用

- 本年度は、登録者1人当たり利用券(300円)を最高12枚交付します。
- 利用券の使用については、タクシー運賃(乗車)1回につきタクシー料金の範囲内で5枚まで使えますので、残りの差額を乗務員にお支払いください。
- お友達同士と一緒に利用することもできます。

注意点

- 利用券は10月1日から利用できます。
- 利用券の再発行はできません。
- 登録者本人以外の方が利用することはできません。

問合せ

不明な点は、下記の問合せ先へお尋ねください。

福祉課高齢者介護保険係 TEL 72-1111(内線131・134)

福祉課障害福祉係 TEL 72-1111(内線471)

